

改定日

2021年10月1日

## 役員候補者の選定に係る基本方針

(目的)

第1条 本基本方針は、ソニーフィナンシャルグループ株式会社（以下、「当社」という）の取締役候補者および監査役候補者の選定に関する方針を定めるものである。

(取締役候補者の選定に関する基本方針)

第2条 当社の取締役候補者は、次に掲げる各事項を充足する者とする。

- i) 保険業法、銀行法その他の関連法令や監督指針で示されている経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験と、十分な社会的信用を有すること
- ii) 保険業法、銀行法および会社法に定める欠格事由に該当しないこと
- iii) 取締役に相応しい倫理観と遵法精神を有し、また品格・人望を備えていること
- iv) ソニーフィナンシャルグループ（以下、「当社グループ」）の持続的成長と中長期的な企業価値向上を実現すべく、取締役会の構成員として自由闊達で建設的な議論を積極的にを行い、十分な判断力をもって経営戦略を決定できる資質を有すること
- v) 当社グループと競合関係にあると認められる他社の役職員ではないこと

(社外取締役候補者の選定に関する基本方針)

第3条 当社の社外取締役候補者は、前条に掲げる各事項に加え、次に掲げる各事項を充足する者とする。

- i) 企業経営、リスク管理、法務、会計、財務、金融等いずれかの分野における豊富な知識・経験を有すること
- ii) 経営全体を俯瞰して本質的な課題やリスクを把握し、自らの知見に基づき経営陣に対して率直に意見表明を行うことができること
- iii) 以下に掲げる独立性基準を満たすこと
  1. 会社法の社外性要件、および東京証券取引所の定める独立役員としての基準
  2. 次に掲げる基準
    - ① 当社グループを主要な取引先とする者（その者が法人等である場合には、当該法人等の業務執行者）でないこと（※2）
    - ② 当社グループの主要な取引先（その取引先が法人等である場合には、当該法人等の業務執行者）でないこと（※2）
    - ③ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等でないこと（※3）
    - ④ 当社グループの主要株主（その主要株主が法人等である場合には、当該法人等の業務執行者）でないこと（※4）
    - ⑤ 当社グループが主要株主である法人の業務執行者でないこと（※4）
    - ⑥ 当社グループから多額の寄付を受けている先（その寄付を受けている先が法人等である場合には、当該法人等の業務執行者）でないこと（※5）
    - ⑦ 就任前の3年間において、上記①～⑥を満たすこと
    - ⑧ 就任前の10年以内のいずれかの時において、当社の親会社または兄弟会社の業

務執行者であったことがないこと

⑨ 上記①～⑧を満たさない者の配偶者または2親等内の親族でないこと

※1 「法人等」とは、法人や組合等の団体をいう。

※2 「主要な取引先」とは、直前事業年度および過去3事業年度における当社グループとの取引による支払額または受取額が、当社グループまたは当該取引先の連結売上高の2%以上を占める者とする。

※3 「多額の金銭」とは、過去3事業年度の平均で、対象者が個人の場合は年間1,000万円以上、対象者が法人等に所属している場合は当該法人等の連結売上高の2%以上であることをいう。

※4 「主要株主」とは、最新の株主名簿において総議決権の10%以上を保有する株主をいう。

※5 「多額の寄付」とは、過去3事業年度の平均で、年間1,000万円以上または寄付先の連結売上高もしくは総収入の2%のいずれか大きい額以上であることをいう。

(監査役候補者の選定に関する基本方針)

第4条 当社の監査役候補者は、次に掲げる各事項を充足する者とする。

- i) 保険業法、銀行法その他の関連法令や監督指針で示されている、取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験と、十分な社会的信用を有すること
- ii) 保険業法、銀行法および会社法に定める欠格事由に該当しないこと
- iii) 企業経営、リスク管理、法務、会計、財務、金融等いずれかの分野における豊富な知識・経験を有すること
- iv) 経営全体を俯瞰して本質的な課題やリスクを把握し、自らの知見に基づき経営陣に対して率直に意見表明を行うことができること
- v) 当社グループと競合関係にあると認められる他社の役職員ではないこと

(社外監査役候補者の選定に関する基本方針)

第5条 当社の社外監査役候補者は、前条に掲げる各事項に加え、第3条iii)に掲げる独立性基準を充足する者とする。

(改廃)

第6条 本基本方針の制定および改廃は取締役会の決議による。

以 上